

# 消防同意事務に関してよくあるQ&A

千葉市消防局予防部指導課

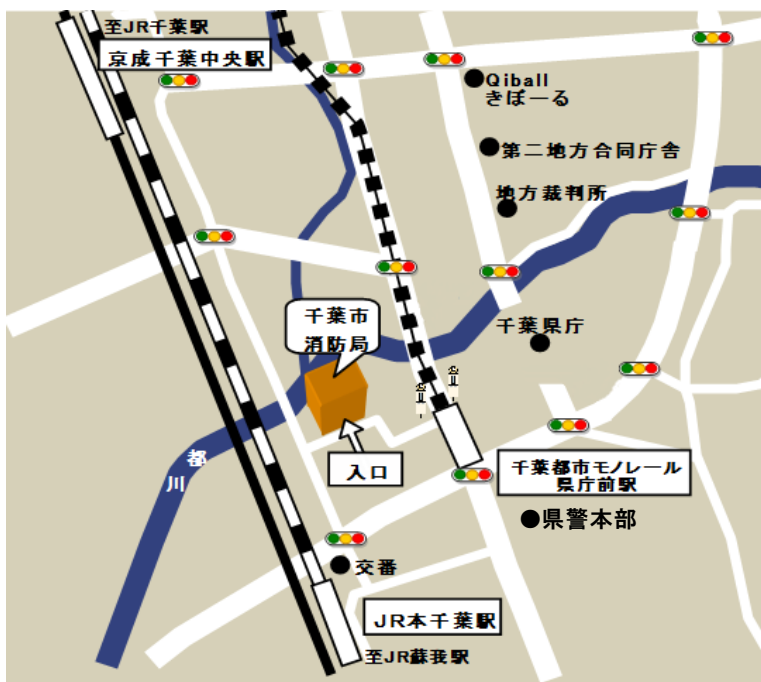
**Q1** 建築確認申請において、消防用設備等に係る事前協議をしたい場合は、どうすればよいですか。

**A** 電話で事前予約後に来局ください。  
 なお、担当窓口については下表を参照ください。

<消防同意担当窓口>

	担当部署	住所	電話番号
中央区・緑区	消防局予防部 指導課建築第一係	千葉市中央区長洲 1-2-1	043-202-1668
花見川区・稲毛区 若葉区・美浜区	消防局予防部 指導課建築第二係	同上	043-202-1736

【案内図】



千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩3分  
 JR本千葉駅から徒歩6分  
 京成千葉中央駅から徒歩10分

**Q2** 車でいきたいのですが、駐車場はありますか。

- A 駐車場を数台ご用意しておりますが、満車の場合はお手数ですが近隣のコインパーキングをご利用ください。  
なお、路上駐車は他の皆様のご迷惑になるとともに、緊急時の出動に支障が出る恐れがありますのでおやめください。

**Q3** 建築確認申請図書に消防提出用の図面は必要ですか。

- A 本市においては、消防提出用の図面を別に添付する必要ありません。

**Q4** 確認申請図書に同意調書の添付は必要ですか。

- A 添付の必要はありません。

**Q5** 申請前に事前審査の受付は可能ですか。

- A 図面をお預かりしての事前審査は受け付けていません。

**Q6** 申請受付から同意までどれくらいの期間がかかりますか。

- A 防火に関する法令等に違反が無い場合、建築基準法第6条第1項第4号に係る場合は3日以内、その他の場合は7日以内に同意します。(質疑及び訂正事項が無い場合に限る。)

**Q7** 増築の場合、申請部分の図面のみ添付すればいいですか。

- A 消防用設備等の種類によっては、既存部分との接続等を含めた防火対象物全体の把握が必要となるため、既存平面図及び既存消防用設備等の位置等詳細が分かる図面等を添付してください。

**Q8** 消防同意を早くする方法はありますか。

- A ありません。到着した順に審査を行っており、特定の申請を優先的に審査することはできませんのでご了承ください。

**Q9** 設計者による申請図書の持ち回りは可能ですか。

- A 消防同意は建築主事又は指定確認検査機関からの依頼であるため、設計者の方による持ち回りは認めておりません。